

住民票・戸籍等の交付請求書

(あて先) 北秋田市長 ※太枠内を記入してください

令和 年 月 日

請求者 (窓口に来た方)	住所			
	ふりがな			
	氏名	自署でない場合は押印 ㊟	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日

住民票等	住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ <input type="checkbox"/> 北秋田市 ○○方・アパート等の名・部屋番号		
	ふりがな			
	必要な方の氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	何通必要ですか	表示しますか (必要な方は○を)	必要な方のご関係	請求の理由
	住民票 200円	世帯全員 通 世帯一部 通 除票 通	・本籍と筆頭者 する ・世帯主と続柄 する ・住民票コード する ・マイナンバー する	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 委任状持参 <input type="checkbox"/> その他
	記載事項証明書 200円	通		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 車の手続 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> その他 (詳しく記入)
閲覧 200円	件			

・運転免許証等、本人確認ができるものを提示してください。
 ・いつわりその他不正な手段より交付を受けたときは、罰せられます。
 ・委任状が必要な場合があります。詳しくは窓口を確認してください。
 (裏面をご覧ください)

戸籍謄本等	本籍	<input type="checkbox"/> 請求者住所と同じ <input type="checkbox"/> 北秋田市			
	筆頭者	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	必要な方の氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
	何通必要ですか	必要な方のご関係	請求の理由		
	戸籍 450円	全部事項(謄本) 通 個人事項(抄本) 通	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親・子 <input type="checkbox"/> 祖父母・孫 <input type="checkbox"/> 委任状持参 <input type="checkbox"/> その他	◎関係がその他の方は下記のいずれかにチェックし、請求理由を詳しく記載してください。 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他	
	除籍 750円	全部事項(謄本) 通 個人事項(抄本) 通	() 届 普通 350円 上質 1,400円 受理証明書 ※		
死亡診断書 350円	通	身分証明書 ※ ※ 200円			

本人確認 免・バ・個・住・保・障・口()	受付
	作成
	交付

戸籍附票	<input type="checkbox"/> 附票 <input type="checkbox"/> 除附票 <input type="checkbox"/> 原附票	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本) 200円 <input type="checkbox"/> 一部事項証明書(抄本) 200円	通
	必要な住所		
	・本籍・筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ・在外選挙人登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要(登録のある方のみ)		

「除籍」と「改製原戸籍」は、その方の要因※や戸籍改製により、複数存在する場合があります。
 ※転籍、婚姻、離婚、家督相続等
 ※※身分証明書を代理人が請求する場合は委任状が必要です。

委任状の様式が必要な方は
 窓口にお申し出ください。

手数料	
住	円
戸	円
計	円

請求に当たっての注意事項

1. 戸籍謄本等請求理由の記載について

(1) 権利の行使・義務履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍謄本等の利用目的、方法とその利用を必要とする理由も記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 本人確認資料について

請求者（窓口に来た方）について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
（運転免許証・健康保険証・個人番号カード・住民基本台帳カード・障害者手帳等）

4. 権限確認書類について

請求者（窓口に来た方）が代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類（委任状等）が必要です。

5. 押印の要否について

交付請求書には、請求者（窓口に来た方）の署名または記名押印が必要です。

6. 罰則

〔注意〕偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金（刑罰）に処されます。（戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条等）

※ご不明な点があれば、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 北秋田市役所 市民生活部 市民課 市民係 電話：0186-62-1114
合川総合窓口センター 市民生活係 電話：0186-78-2112
森吉総合窓口センター 市民生活係 電話：0186-72-3115
前田出張所 電話：0186-75-2111
阿仁総合窓口センター 市民生活係 電話：0186-82-2111
大阿仁出張所 電話：0186-84-2311